

岩機ダイカスト工業株式会社に対する勧告について

令和7年8月7日
公正取引委員会

公正取引委員会は、岩機ダイカスト工業株式会社（以下「岩機ダイカスト工業」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第4号（返品の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、岩機ダイカスト工業に対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	9370801000624
名称	岩機ダイカスト工業株式会社
本店所在地	宮城県亘理郡山元町坂元字町68番地
代表者	代表取締役 齋藤 明彦
事業の概要	アルミダイカスト製品等の製造販売
資本金	2億円

2 違反事実の概要

- (1) 岩機ダイカスト工業は、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、自社が製造を請け負うアルミダイカスト製品等（以下「製品」という。）の製造を委託している（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。
- (2)ア 岩機ダイカスト工業は、下請事業者から製品を受領した後、品質検査をロット単位の抜取りの方法により行っていたが、あらかじめ当該製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意していないにもかかわらず、受領した合格ロット中の製品に、直ちに発見することができる瑕疵があったことを理由として、令和5年4月から令和7年1月までの間、下請事業者に対し、当該製品を引き取らせていた。
- イ 岩機ダイカスト工業は、下請事業者に対し、前記アの製品を引き取るに当たり、当該製品の受領から下請事業者による引取りまでの間に要した当該製品に係る加工費等の費用を負担させていた。
- ウ 返品した製品の下請代金相当額及び加工費等の額は、総額815万5630円である（下請事業者16名）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局東北事務所下請課 電話 022-225-8420（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

3 勧告の概要

- (1) 岩機ダイカスト工業は、下請事業者に対し、返品した製品について、速やかに次の対応を採ること。
 - ア 返品後再び引き取ることができる製品を再び引き取り、その下請代金相当額を支払うこと
 - イ 返品後再び引き取ることができない製品の下請代金相当額を支払うこと
 - ウ 返品するに当たり、返品に付随して下請事業者を負担させた加工費等の額を支払うこと
- (2) 岩機ダイカスト工業は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記2(2)アの行為が下請法第4条第1項第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせないこと
- (3) 岩機ダイカスト工業は、今後、下請法第4条第1項第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (4) 岩機ダイカスト工業は、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (5) 岩機ダイカスト工業は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。
- (6) 岩機ダイカスト工業は、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

岩機ダイカスト工業 （親事業者）

受入検査
（ロット単位の
抜取検査）
合格

不良発見

●下請取引の内容



アルミダイカスト製品の例
提供：岩機ダイカスト工業

岩機ダイカスト工業が製造を請け負うアルミダイカスト製品等の製造（製造委託）

●違反行為の概要（返品）

製品受領時のロット単位の抜取りの方法で行う品質検査で合格としたにもかかわらず、直ちに発見できる瑕疵（※1）があることを理由として、下請事業者16名に対し、**約800万円分**（※2）の製品を**返品**した（令和5年4月～令和7年1月）。

（※1）目視や簡易な検査等で発見できる不良

（※2）返品までの間に要した当該製品に係る加工費等を含む。

〔 あらかじめ製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意していなかった。 〕



下請事業者
（16名）



公正取引委員会による勧告の内容

- 返品した製品の下請代金相当額及び返品に付随して下請事業者負担させた加工費等の額を下請事業者を支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由のない返品を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

返品（下請法第4条第1項第4号及び運用基準）

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止。

あらかじめ製品に瑕疵があった場合の引取り条件について下請事業者と合意していないのに、ロット単位の抜取りの方法で行う品質検査で合格とした製品について、直ちに発見できる瑕疵（目視や簡易な検査等で発見できる不良）を理由に返品することは、下請法違反に該当。

1 下請法の概要

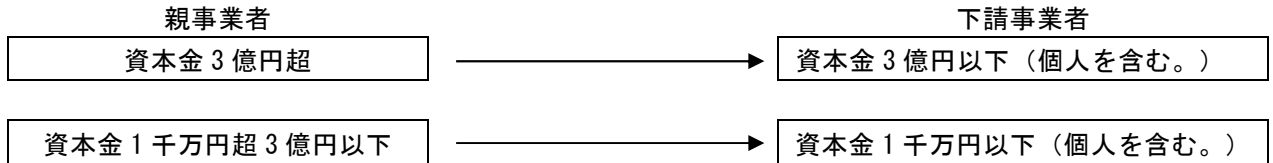
参 考

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

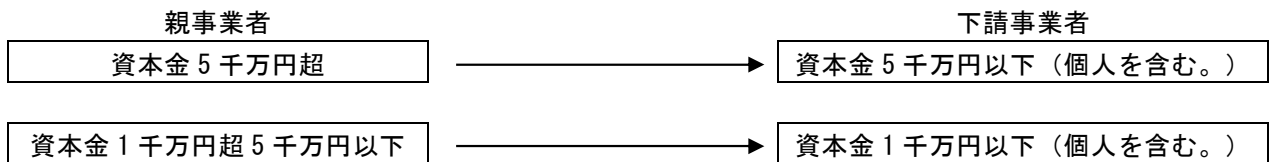
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文等

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三、四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三、四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）

○ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（抄）

（平成十五年公正取引委員会事務総長通達第十八号）

第4 親事業者の禁止行為

4 返品

- (1) 法第4条第1項第4号で禁止されている返品とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること」である。
- (2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付を受領した後に下請事業者はその給付に係る物を引き取らせることが認められるのは、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合若しくは下請事業者の給付に瑕疵等がある場合において、当該給付を受領後速やかに引き取らせる場合又は給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに引き取らせる場合に限られる。ただし、給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに引き取らせる場合にあつては、あらかじめ、当該取引の条件について合意がなされ、その内容が書面化され、かつ、当該書面と発注書面との関連付けがなされていなければならない。
（略）